

# 日本振興銀行破たん処理開始

日本振興銀行の経営破綻における中小企業対策については、経済産業省から下記のようなプレスリリースが行われております。

## 1. 特別相談窓口の設置

全国的に特別相談窓口が設置されました。

## 2. セーフティネット保証（6号）等の活用

日本振興銀行（破綻金融機関）と取引のある中小企業様は、市区町村長の認定を受けることで、信用保証協会の別枠保証の利用申込が可能です。

その他、中堅企業向け保証制度「破綻金融機関関連特別保証制度」もあります。

詳しくは、経済産業省のプレスリリースをご覧ください。

<http://www.meti.go.jp/press/20100910002/20100910002.pdf>

日本振興銀行の経営破綻により、資金繰りにご不安をお持ちの経営者の方は、当社にご相談ください。資金繰り等の経営課題のご相談に応じます。